

6 在宅生活支援

(1) 補装具費支給制度

失われた身体の機能を補い、身体に装着して日常生活等に用いる補装具の購入又は修理について、補装具費を支給します。(原則、基準額の1割が自己負担として必要ですが、所得区分ごとに負担金額の上限が設定されています。なお、市町村民税所得割額が46万円以上の世帯の場合は支給の対象となりません。ただし、18歳未満の障がい児を除きます。)必ず、購入又は修理の前にご相談ください。

◆支給対象となる補装具（障害の内容・程度によって異なります。）

障害種別	補装具の種目（例）
視覚・難病	眼鏡・視覚障害者安全つえ・義眼
聴覚・難病	補聴器・人工内耳用音声信号処理装置（修理）
肢体不自由・難病	車椅子・電動車椅子・装具・歩行補助つえ（一本つえを除く）・車載用姿勢保持装置・歩行器・義手・義足・姿勢保持装置・重度障害者用意思伝達装置 など

※補装具の種目によっては、熊本市障がい者福祉相談所の判定が必要となります。

※介護保険対象の方は、介護保険の福祉用具と共通する補装具（車椅子・電動車椅子・歩行補助つえ・歩行器）については、原則、介護保険が優先します。

※労働者災害補償保険法等の他の制度で補装具の給付等が受けられる場合は、そちらが優先します。

※決定を受けた後で、補装具業者に利用者負担額を支払い、補装具の引渡しを受けます。

※平成30年4月以降、借受けも支給対象となりました。

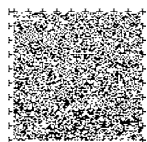
◆申請に必要なもの

- ①見積書（登録業者によるもの）
- ②身体障害者手帳
- ③補装具費支給意見書・処方箋（一部省略可）
- ④マイナンバーカードもしくはマイナンバーが確認できる書類
- ⑤その他（必要に応じて）

※ 別途、意見書が必要となる場合があります。

※ 熊本市障がい者福祉相談所では、特定の補装具を希望される場合や生まれつき障がいがあるなどの場合でかかりつけ医がいないときは来所診査を実施します。なお、来所診査には事前の予約が必要です。詳細は、熊本市障がい者福祉相談所（電話 096-362-6500 FAX 096-362-6660）にお尋ねください。

【問い合わせ先・申請先】各区役所福祉課、各総合出張所
電話 P109～111 参照

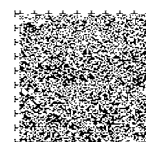


(2) 日常生活用具の給付

在宅の重度身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者の日常生活を容易にし、便宜を図るために、次のような用具の給付を行っています。必ず、購入前にご相談ください。

※給付 原則基準額の1割負担となります。但し、負担が高額にならないよう、所得区分ごとに負担金額の上限が設定されています。また、市町村民税所得割額が46万円以上の世帯の場合は対象となりません。

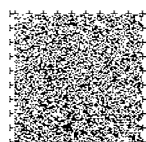
品目		対象者
介護・訓練支援用具	特殊寝台	・下肢又は体幹機能障害 ・難病患者
	特殊マット ※1	
	特殊尿器	
	訓練用ベッド	
	体位変換器	
	移動用リフト	
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害
	入浴担架	
自立生活支援用具	入浴補助用具	・下肢又は体幹機能障害 ・難病患者
	便器	
	頭部保護帽 ※2	平衡機能もしくは下肢又は体幹機能障害
	T字状・棒状のつえ	
	移動・移乗支援用具	・平衡機能もしくは下肢又は体幹機能障害 ・難病患者
	特殊便器 ※1	・上肢障害 ・難病患者
	火災警報機 ※1	・身体・知的障害で火災発生の感知、避難が困難な方
	自動消火器 ※1	・身体・知的障害で火災発生の感知、避難が困難な方 ・難病患者
	電磁調理器 ※1	視覚障害
	歩行時間延長信号機用小型送信機	
在宅療養等支援用具	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害
	透析液加温器	腎臓機能障害
	ネブライザー（吸入器）	・呼吸器機能障害等 ・難病患者
	電気式たん吸引器	
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法者
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害
	視覚障害者用血圧計	
	視覚障害者用体重計	・呼吸器機能障害があり、在宅酸素療法を行っている方 ・難病患者
	パルスオキシメーター	



品目		対象者
在宅療養等支援用具	携帯型家庭用機械弁モニタリング	心臓機能障害（弁置換術を受けている方）
	在宅人工呼吸器使用者非常用電源	次のいずれかに該当し、在宅で人工呼吸器を使用する者 ・呼吸機能障害 3 級以上 ・心臓機能障害 3 級以上 ・同程度の障害 ・難病患者

※1 の用具は療育手帳 A1・A2、※2 の用具は療育手帳 A1・A2、精神障害者保健福祉手帳 2 級以上の方も対象になる場合があります。詳細な条件についてはお尋ねください。

品目		対象者
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害又は肢体障害
	情報・通信支援用具 （パーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト）	視覚障害又は上肢障害
	点字ディスプレイ	視覚障害
	点字器	視覚障害
	点字タイプライター	視覚障害
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害
	暗所視支援眼鏡	・視覚障害 ・難病患者
	視覚障害者用時計	視覚障害
	聴覚障害者用通信装置（FAX 機器）	聴覚障害又は発声・発語障害
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害
	人工喉頭	喉頭摘出者
	埋込型人工咽頭用人工鼻	音声機能障害者又は音声機能障害児であって、常時埋込型の人工咽頭を使用する者
	人工内耳用電池	人工内耳装用者
	点字図書	視覚障害
排泄管理支援用具	ストーマ装具（消化器系、尿路系）	ぼうこう又は直腸機能障害
	紙おむつ等	ストーマ用装具の装着ができない方、高度の排便・排尿機能障害、脳原性運動機能障害
	洗腸装具	ストーマ用装具の装着ができない方、高度の排便・排尿機能障害、脳原性運動機能障害
	収尿器	脊椎損傷等により排尿が困難な方
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具 （住宅改修）	・下肢又は体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る） ・難病患者



- 介護保険対象の方は、一部の福祉用具（便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、体位変換器、入浴補助用具、移動用リフト、移動・移乗支援用具、居宅生活動作補助用具）については、原則として、介護保険の保険給付となります。
- 対象者については、品目ごとに等級、年齢等の条件があります。詳しくは各区役所福祉課までお尋ねください。

◆申請に必要なもの ※申請する品目により、必要な書類が異なります。

ストーマ装具、紙おむつ等（消化器系、尿路系、紙おむつ、サラシ、ガーゼ、脱脂綿、洗腸装具）、見積書の金額が5万円以下（税込）の用具	①障害者手帳 ②業者見積書（登録業者によるもの） ③給付申請品目（品）をわかりやすく記載した書面（カタログ、パンフレット、その他これらに類するもの）
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	①身体障害者手帳 ②業者見積書（登録業者によるもの） ③図面 ④カタログ ⑤施工前の写真等
その他の品目	①障害者手帳 ②給付申請品目（品）をわかりやすく記載した書（カタログ、パンフレットその他これらに類するもの）

*このほか『意見書』等が必要な場合もあります。

◆申請窓口

各区役所福祉課、各総合出張所

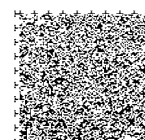
【問い合わせ先・申請先】 各区役所福祉課 電話 P109～110 参照

(3) 福祉電話・緊急通報システム

※ 所得税非課税世帯の重度身体障がい者に限る。

用具種目	対象者
福祉電話	障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯で、難聴者または外出困難な方
緊急通報システム	単身または障がい者のみの世帯で、緊急時の連絡が困難な方

【問い合わせ先・申請先】 障がい福祉課 電話 096-361-2519



(4) 寝具無料乾燥サービス

在宅の障がい者で、寝具類の衛生管理が困難な方に対し、寝具（掛布団・敷布団・毛布）の丸洗い殺菌乾燥を年1回無料でを行います。

◆対象者

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級の方で市町村民税非課税世帯または生活保護を受給中の方で、世帯内で寝具類の衛生管理を行うことが困難な方

◆受付期間

毎年6月

◆申請窓口

各区役所福祉課、各総合出張所

【問い合わせ先・申請先】 各区役所福祉課 電話 P109～110 参照

(5) 点字図書館

視覚障がい者に対して、次のようなサービスを行っています。

◆サービス内容

①郵送貸出	郵送による図書《点字図書、録音図書》の貸出 (郵送料は無料)
②読み代行サービス	対面または電話によって、活字資料を代読するサービス (ただし対面の場合は事前予約)
③プライベート・サービス	希望者に一般図書を点訳、CDに録音して提供するサービス
④視覚障害者用用具のあっ旋	視覚障害者用用具の紹介、購入の斡旋、販売、給付申請・手続きのための情報提供

【問い合わせ先】 熊本県点字図書館 電話 096-383-6333
FAX 096-384-7821
ホームページ <https://kumaten.jimdofree.com>

(6) 点字広報紙

視覚障がい者のために、広報紙（市政だより、市議会だより）を点字版や音声版（CD）にしてお届けしています。

【問い合わせ先】 市政だより : 熊本市広報課 電話 096-328-2043
市議会だより : 熊本市議会局政策調査課 電話 096-328-2684



(7) 市ホームページ・市議会ホームページの音声読み上げと文字拡大

視覚障がい者が使いやすいように、市ホームページ及び市議会ホームページの内容を音声で読み上げたり、文字を簡単な操作で大きくして読みやすくしたりする機能があります。

【問い合わせ先】 市ホームページ : 熊本市広報課 電話 096-328-2043
市議会ホームページ : 熊本市議会局政策調査課 電話 096-328-2684

(8) ラジオ『声の市政だより』

視覚障がい者にもわかりやすく、市政だよりの情報を放送しています。

◆放送局 熊本シティエフエム（FM791）

◆放送時間 毎月第1土曜日 午前9時半～午前10時（30分間）

【問い合わせ先】 熊本市広報課 電話 096-328-2043

(9) 郵送による図書の貸出し

身体に障がいがあるために、図書館への来館が困難な方などを対象として、無償の郵送貸出しサービスを行っています。貸出資料は、一般図書、朗読CDや大活字本です。

貸出冊数は、1回につき8点以内（重量3kg以内）、貸出期間は30日です。詳しくは、お尋ねください。

※休館日・・・月曜（月曜が休日の場合は翌平日）、年末年始、特別整理日

【問い合わせ先】 熊本市立図書館 電話 096-363-4522
FAX 096-372-4252

